

【第6回検討会での関係機関からの意見と対応・回答】

■:6月中に対応済

■:新規修正

赤字:要確認

no	内容	対応	備考
修正依頼			
1	避難情報の把握(広島69「避難情報の把握【継続】」、安芸太田町93「警戒体制(気)」)について、太田川河川事務所の役割が、広島市版は空白で安芸太田町版は行動支援が入っている。どのような支援が必要なのか？	報道が避難情報を収集する際に、太田川河川事務所として支援することは無いと考えられるため、安芸太田町の○を削除した。	
2	ステージ1のTL立ち上げの調整タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3日予報円にギリギリ入らない場合でも、事務局レベルで気象情報を共有できた方が良いと考える。</li> <li>・TV会議を開くのは時間を要するため、気象台からの情報メール、市町からのタイムライン立ち上げの予想をメーリングリストで共有するのはどうか。検討会での意見交換をお願いしたい。</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島市版48「ダム放流状況の伝達」の前に「防災操作開始の伝達」(安芸太田町版58「防災操作開始(洪水調節開始)の伝達」)が必要。</li> </ul> →後日提供情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜(放流開始から)通知していくようになっており、その後に防災操作開始の通知を行っていく。放流状況と防災操作開始が逆の方が実態に即している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島市版には「放流状況の伝達」の後に、「防災操作開始の伝達」を追加した。</li> <li>・安芸太田町版の順序も併せて修正した。</li> </ul>	
4	広島市版3「重要水防箇所の点検」は担当ではないので◎を削除	確認箇所はあるので、そのままにする。(温井ダム確認済)	
5	広島市版117「リエゾンの派遣」は市町の災害対策本部が設置される時に整備局から派遣されるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステージ4に広島市の災害対策本部設置に広島市の◎を記載。</li> <li>・太田川河川事務所の災害対策計画書によると、地方公共団体から要請があったとき、もしくは地方公共団体が災害対策本部を設置した時に派遣することになっている。</li> </ul>	

【第6回検討会での関係機関からの意見と対応・回答】

■:6月中に対応済 ■:新規修正 赤字:要確認

no	内容	対応	備考
6	広島市版ステージ2の50「災害警戒本部の設置」(太田川)が安芸太田町版にない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警戒本部は地方公共団体が設置するもの。太田川河川事務所については、50「災害警戒本部の設置」から「注意体制、警戒体制へ移行」に、114「災害対策本部の設置」の後に「非常体制へ移行」を追加した。</li> <li>・17「災害警戒体制へ移行」も計画と不整合のため、国機関の◎は削除。</li> </ul>	
7	広島市版はステージ4の114「災害対策本部の設置」があるが安芸太田町版にはない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太田川河川は水防団待機水で「注意体制」、氾濫注意水位到達で「警戒体制」。よって、ステージ3ではひきつづき警戒体制のまま。</li> <li>・ステージ4では、「計画高水位以上の洪水が予想される」ことから非常体制とする。</li> <li>・広島市版50「注意体制、警戒体制へ移行」、114「非常体制へ移行」に合わせ安芸太田町70「注意体制、警戒体制へ移行」、140「非常体制(太田川、町)」の機関に温井ダムを追加した。</li> </ul>	
8	ステージ3で「災害警戒本部の設置」を追記して◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画との一致を確認済み。</li> <li>・市、区に災害警戒本部の設置についての記載を確認済み。</li> <li>・市の全部局、区も含めた連絡系統、任務の記載を確認済み。</li> <li>・広島市版ステージ3の91の後に追記。</li> </ul>	
9	ステージ4で「災害対策本部の設置」を追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画との一致を確認済み。</li> <li>・市、区に災害対策本部の設置についての記載を確認済み。</li> <li>・市の全部局、区も含めた連絡系統、任務の記載を確認済み。</li> <li>・114広島市全機関に◎を追記。</li> </ul>	
10	安芸太田町版70「注意体制、警戒体制」に◎、101「洪水予報(氾濫警戒情報)発表・伝達」に○	追記した。	
11	広島市版29「緊急に備えた資機材の確認」に◎、114「災害対策本部の設置」に◎	追記した。	
12	ステージ2で広島市すべての部署が「警戒体制へ移行」の行動の行を追加し◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画との一致を確認済み。</li> <li>・趣旨は災害警戒本部設置準備体制であるため、災害警戒本部と同じ部署に◎を追記した。</li> <li>・広島市版ステージ2の50の後に追記した。</li> </ul>	
13	ステージ3広島市100「徐行運転・運休の実施」・101「運行停止の情報提供」、安芸太田町121「徐行運転・運休の実施」、122「運行停止の情報提供」について、公共交通機関・道路管理者に◎がついているが、道路の通行規制の情報伝達が抜けていると思われる。 本来は、道路管理者と警察が相互に連携し、両者から現場対応に連絡、警察からマスコミに連絡が入るのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「徐行運転・運休の実施」→「徐行運転・運休・通行止めの実施」、「運行停止の情報提供」→「運行停止・通行止めの情報提供」に修正し、西日本高速道路、広島高速道路公社に◎を追記した。</li> <li>・なお、西日本高速道路、広島高速道路公社はステージ2の時点で通行止め及びその情報提供を開始しているため、行動内容として追加となったわけではない。</li> </ul>	
14	広島市版100、101及び安芸太田町版の121、122には道路は含まれるのか。行動項目としては鉄道の対応項目か。		

【第6回検討会での関係機関からの意見と対応・回答】

■:6月中に対応済 ■:新規修正 赤字:要確認

no	内容	対応	備考
15	広島51「警戒体制への移行」は○だが、安芸太田71「警戒体制、非常体制(県)」は◎となっている。	・危機管理要領P20に、登庁して業務にあたる旨が明記されている課は◎とした。 ・ステージ2は、洪水・大雨警報と高潮注意報がトリガーとなっている。この場合、港湾漁港整備課は注意体制、その他の課は警戒体制となるかと考えているが、現状としては高潮注意報が頻繁に発令されているため、そもそも高潮注意報をトリガーとするかどうか検討の余地がある。次回の検討会で、テーブルにてご相談をお願いします。 ・広島市51「災害対策本部の設置」はステージ4のため削除する。	
16	広島18「注意体制への移行」は○だが、安芸太田27「注意体制(町、県)」は◎となっている。	危機管理要領P20に、登庁して業務にあたる旨が明記されている課は◎とした。	
17	広島167～170「道路啓開作業」等は空白だが、安芸太田180～183は○となっている。	道路啓開作業は、道路管理者の担当であるため◎とした。	
18	広島市版との整合のため、安芸太田町66「交通規制状況の収集」の◎を削除	削除した。 なお、安芸太田64「交通規制状況の伝達【継続】」と94「交通状況の把握【継続】」で交通状況は全機関に伝達されるため、66は全体を削除した。	
19	広島市版33、安芸太田町版44の「計画運休の周知」は鉄道のみをさすと思われる。道路管理者は「通行止めの判断」が必要?	「通行止め」を追記し、西日本高速道路、広島高速道路公社に◎を追記した。また、広島市版に合わせて、安芸太田町版の報道機関にも○を追記した。	
20	広島市版50「災害対策本部の設置」の◎を削除	削除した。	
21	広島市版122「ICからの車両流出抑制」に◎を追加	追加した。	
22	広島市版167、168、169の「道路啓開作業」等に◎を追加	追加した。	
23	安芸太田町伴187「道路情報の把握」の○を削除	削除した。	
24	広島市版128「住民の避難支援」の◎がない 広島市版128「住民の避難支援」に主体の◎を追記したうえで、広島県警に○を追加	・もともと、防災士ネットワークに◎を記載していたが、「防災士はあくまでも有志で地域に協力しているだけであって、責任はとれない」という意見があり、○の表現に変えた経緯がある。 ・警察が「避難誘導」を行うのは人命救助の付加業務である。 ・どの担当機関も○のままとしている。	
25	注意体制は各区で1名体制に入るため、18に○を追記	実際には、台風の状況によっては、三日予報円に入った時点で注意体制に入ることもある。しかし、タイムラインに明記すると、3日予報円に入ったら必ず注意体制をとることになってしまい対応困難なため、明記しない。	
26	広島市版50「災害警戒本部の設置」、51「警戒体制への移行、災害対策本部の設置(県)」の区に○を追加	・ステージ2では洪水警報が発表され、区は警戒体制に移行する。 ・12の対応と同じとする	

【第6回検討会での関係機関からの意見と対応・回答】

■:6月中に対応済 ■:新規修正 赤字:要確認

no	内容	対応	備考
27	広島市版174、安芸太田町184の応急復旧項目の中に水道復旧を含めなくて良いのか。	・基本的にはタイムラインは水害が発生する前の事前対応計画であり、復旧・復興に関する対応は記載していない。事前対応に係る機関についてのみステージ5の復旧対応を大まかに記載している。 ・水害発生前のステージ情報等を共有し、復旧に向けての事前の調整が必要な場合はタイムラインに記載する必要があるため、検討会で提案していただきたい。	
28	広島市版35、36、68、157に水道は含まれないのか？		
29	94、115、138のホットラインは区長が実施するため◎	発信者が分かりづらいという指摘があったため、ホットライン、リエゾン、ダム情報の受け手に「受」を入れ、発信者に「発」を記載した。	
30	安芸太田町版13「水防・土のう等資機材の確認」の◎は業務の範囲ではない。◎を削除。	削除した。	
25	広島市版121「警戒巡視及び現場広報の実施」に○を追加	追記した。	
要相談事項			
1	ステージ3の移行のタイミングは、県のマニュアルに則り3h前に変更。これについては6/20の防災会議で決定予定。	安芸太田町によると「土砂災害危険度情報の黄色(=大雨警報の基準に到達)」で避難準備情報が発令されること。ステージ3のトリガーの変更が必要。	
2	広島市版143「避難指示(緊急)の発令・伝達」がステージ5では遅いのでは。(県発表している)警戒レベル1~5には避難指示の項目が入っていないため、削除して欲しい。	・警戒レベル4で避難勧告及び避難指示(緊急)となっている。 ・避難勧告に関するガイドラインによると、避難指示(緊急)は必ず発令されるものではなく、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的又は重ねて避難を促す場合等に運用するものである。避難勧告発令段階よりも一層危険な状態で発令する想定は間違っていない。広島市の地域防災計画とも整合がとれているので問題ない。 ・今年始まった警戒レベルの運用との整合については検討が必要であるが、警戒レベルの運用については課題がある。市町担当者の使い勝手や全国の方針等様を見ながら検討を進める。	
3	バス協会は業界団体であり、実際のバスの運行をしていない。協会が実施するのは情報収集や周知でよいのか？	・現在のタイムラインではまだ避難方法について踏み込んだ検討がされていないが、今後、想定最大規模対応で避難を考えると、運行経路を段階的に変更する可能性もあると考えている。その際、各バス会社からの情報収集、周知をお願いしたいと考えている。	
4	ステージ3のトリガーを、土砂災害危険度情報(2h前)から(3h前)へ前倒し	広島市全体で左記の内容で暫定運用中であるが、あくまでも暫定運用であるため、確定するまではタイムラインは修正しない。(広島市危機管理課に確認済み)	
5	ステージ4のトリガーを、土砂災害警戒情報の発令の有無にかかわらず、土砂災害危険度情報(2h前)に変更。(暫定運用)		
6	タイムラインには地域起こし推進課の対応を記載するのか。区としての対応を記載するのであれば、もっと項目は増える。	関係機関と共有すべき行動項目があれば記載するのが望ましいが、項目が多すぎると担当者の負担となりかねないため、検討会時に話し合って決めていただきたい。	

【第6回検討会での関係機関からの意見と対応・回答】

■:6月中に対応済 ■:新規修正 赤字:要確認

no	内容	対応	備考
質問			
1	警戒レベルとステージの関連付けはどうか。	警戒レベルの運用方法が曖昧で、対応不可能な内容もあるため、今すぐに決定はできないが、検討していく必要があると考えている。	
2	ステージ3のトリガー「土砂災害危険度情報(2時間前)」と、ステージ4のトリガー「土砂災害警戒情報発表」は同じではないか。	「土砂災害危険度情報(2時間前)」は、2時間後予測が土砂災害警戒情報発令基準を超過する状態である。広島県の土砂災害危険度メッシュ情報で判断することになっている。	
3	ステージ2のトリガーが広島市と安芸太田町で異なる理由は何か。	市町の地域防災計画の体制切り替えの基準に沿って設定しているため、市町で異なっている。	
4	57の道路には、国道、県道、市道が含まれるのか？	市立学校の下校判断のための、道路・交通機関からの情報提供をお願いしている。公共交通機関からの連絡のみで済むと考えられるが、道路機関は○を削除するかどうかテーブル内で決定していただきたい。	
5	広島版64～67、100～101については船関係は該当しないのか。	船舶に対する避難情報は海上保安庁の役割であるが、陸域の警報発令基準と大きく異なるため、今後の検討となる。	
6	自治体(地域)単位で行動計画を作られているところに、タイムラインを周知する必要がある。	本運用とする際に周知していく方針である。	
7	ステージ1でダム情報の情報提供が必要なのはいつからか。	避難のためのリードタイムに関係する。市町と相談して決めてほしい。	
その他			
1	発信者と受け手を明確にすること	情報伝達、リエゾン派遣、ホットラインについては、発信者には「発」、受け手には「受」と記載した。	